

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為の事実の調査に関する訓令の運用について

(令和3年4月1日岩刑事第42号、岩生安第39号警察本部長)

[概要]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為の事実の調査については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為の事実の調査に関する訓令（平成4年警察本部訓令第10号。以下「違反行為調査訓令」という。）を制定し、平成4年5月15日から施行しているところであるが、違反行為調査訓令の運用について、必要な事項を定めることにより適正な運用を図るために制定したものである。